

平成29年度 社会福祉法人いいたて福祉会事業計画書

1. 平成29年度 社会福祉法人いいたて福祉会事業計画・・	1
2. 平成29年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画	2～13
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2～4
(1) ひだまりの家事業計画・・・・・・・・・・	5
(2) ぬくもりの家事業計画・・・・・・・・・・	6
(3) やすらぎの家事業計画・・・・・・・・・・	7
(4) せせらぎの家事業計画・・・・・・・・・・	8
(5) だんらんの家事業計画・・・・・・・・・・	9
(6) こもれびの家事業計画・・・・・・・・・・	10
平成29年度 いいたてホーム医務室事業計画・・	11～12
平成29年度 厨房事業計画・・・・・・・・・・	13
3. 平成29年度 いいたて在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業計画・・・・・・・・	14～15
4. 平成29年度 やまゆり保育所事業計画・・・・・・・・	16
5. 平成29年度 事務室事業計画・・・・・・・・・・	17

1. 基本方針

社会福祉法制度改正に伴う法改正は、当会の運営等において大きな変化をもたらすと予想されるものの、本会有一些意義（社会福祉事業（地域福祉）を行うこと）を理解し、地域と共に快適に過ごせる場の提供・将来への安心感に繋がるサービスを提供していくため、法人役員として定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、様々な課題と問題を前向きに解決し、且つ、安定した基盤づくりに取り組む。

2. 事業内容

＜理事会＞ 4ヶ月を超える間隔で2回以上（年3回以上）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

※ 事業計画、予算、事業報告、決算の承認等

＜評議員会＞ 会計年度終了後3ヶ月以内に1回（年1回）

以下の事項について決議する

(1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

○ 県等主催の研修に参加（新着情報や制度改正等をいち早くキャッチし、検討のうえ決定、実行することで安定基盤づくりを行う。）

○ 関係機関が主催する研修会に参加（様々な情報を貪欲に取り入れる。）

3. その他

今後の経営方針、運営戦略について

○ 理事会において、法人経営の今後の方針を協議する。

・人材確保のための継続協議

・法人の継続運営のための新たな施策等

・在宅福祉サービス事業の検討

1. 基本方針

震災から共に過ごしてきたご利用者と職員。年々加齢と共に、要介護度が重度となり、昨年までは自立していた方が、全てにサポートを必要としている現実を目の当たりにし、これまで過ごしてきた生活リズムや個性を尊重しながら、その人自身の生活ペースでゆったりと過ごしていただけるよう支援する。

また、自立支援へのケアの継続のため、日常生活における自己決定ができるようにサポートし、「尊厳ある生活」と心身の力を最大限に発揮し、満足や充実した暮らしを送れるよう、生活そのものをケアしていく。

更に、重度化により人生の最終ステージを迎える方にとって、最期までその人らしい人生が送れるよう、ご家族や親しい人々との関わりを支援していく。

2. 重点目標

(1) 重度化ケアの取り組み

① 重度化・認知症のケア

- ・ 心身状態の把握（アセスメント）と、日々のケアを見直し（ケア会議）随時、必要なケアを行っていく。
- ・ 他職種間との連携を密にし情報を共有することで、専門分野からのアプローチで統一したケアを行っていく。
- ・ 残された機能やメンタル面のケアを負担にならない範囲で、機能低下防止（諦めないケア）に繋げていく。
- ・ プライバシーが守られ、住み慣れた環境・顔なじみの職員との信頼関係を継続していく。
- ・ 尊厳を大切にし、家庭的な雰囲気の中で生活習慣となっていることを継続できるようにする。
- ・ ご家族等との面会の時間を増やし大切な時間のサポートをしていく。

(2) 暮らしに寄り添う

① 生活環境の整備

- ・ 体調にあった環境・居場所づくりを行い、安心して過ごせるようにする。
- ・ 家庭的な雰囲気の設定や、季節感が感じ取られるよう環境等の配慮に努める。
- ・ 年行事への参加を勧め、日常生活にメリハリをつけた生活感を味わって頂く。
- ・ 外出の機会を多く設け、気分転換と社会参加を促し自立支援に努める。
- ・ ボランティアの協力により、地域の方々との交流の場を設ける。

② 個別ケアの見直し

- ・ ニーズを理解し、「できない」から「できる」へ視点を転換させ、ご利用者本来の生活の質を高めていく。
- ・ プライバシーが尊重され、本人の意思や生活習慣が優先されるケアに努める。
- ・ 居室で過ごす方や意思表示が困難な方にこそ、関わりを多く持ち、孤独感がなくなるよう努める。

- 個別性を表現できる環境を整え、必要な時に必要な支援ができ、個性が発揮できるようにする。
- セレクト食の継続（食べる楽しみと、選ぶことの楽しみが持てるようにする。また、普段の食事が更に楽しみなものになるようにしていく。）

(2) その人らしい最期を迎えられる

- 医療・介護・栄養の専門職種が協力し、日常の暮らしが安楽に過ごせるようケアに努める。
- その人らしい最期を迎えられるよう大切な時間の支援を、ご本人・ご家族の方と意思確認をしながら、きめ細やかな支援をしていく。
- 普段の生活の中で、なじみの職員によるケア、慣れた音や匂い、ご家族や友人が気兼ねなく面会に来られるよう、不安や孤独感をなくす。
- 最期のその時まで、苦痛なく安楽に過ごせるよう、係わるスタッフが統一したケアと諦めないケアを行っていく。

(3) 職員の意識を高めていく

- 職員一人ひとりが、ケアの慣れを防ぎ、マンネリしないケアへ意識を高めていく。
- 介護技術や専門的知識を深め、心身的に重度化されていく方のケアを、不安なく行えるようにする。
- 委員会に所属し、専門的知識を勉強する場としていく。
- 介護・医療・栄養の連携を密にし偏りのない専門ケアを行えるようにしていく。
- 定期的な会議（ケア会議、家会議、職員会議）で意見交換することにより、お互いの考え方を理解していく。

(4) 主な年間行事

月	行事	月	行事	月	行事
4	家族会総会、花見交流会	8	ホーム夏祭り	12	クリスマス会、餅つき
5	花見ドライブ	9	敬老会	1	新年会
6	外食・ドライブ	10	外食ドライブ	2	節分、豆まき
7	七夕会	11	芋煮会、ミニ運動会	3	ひなまつり

3. 具体的な施策

(1) 各委員会の充実

- ① 職員が各委員会に所属し、専門的知識を習得、専門及び具体的なケアに取り組めるよう、委員が中心となり改善と向上に繋げていく。

ア) 口腔ケア委員会

口から安全に美味しく食べられる環境を継続できるよう、普段行っている口腔ケアの見直しを行い、嚥下機能低下防止に繋げ、また、パタカラ体操を習慣づけていく。（専門的な勉強会を行うとともに、食事をする環境の整備をしていく。）

イ) 入浴委員会

衛生管理や安全な入浴介助は勿論、「お風呂」のイメージを大切に、年間を通して季節感を肌で感じてもらえる「お風呂の日」や「温泉への日帰り入浴」を支援していき、施設だから出来ないを変えていく。

ウ) 排泄委員会

褥瘡予防対策委員会も兼ね、ポジショニングの勉強会や皮膚のトラブル防止に努めていく。また、排泄アセスメントを見直し個々に合わせた排泄環境を検討していく。

エ) リスクマネジメント委員会

職員一人ひとりがリスクマネジメントの意識を高め、事故再発防止やヒヤリハットで防止できるよう委員会で検討していく。

毎月の職員会議において、その月のアクシデント・インシデントを共有し、施設全体で現況を把握できるようにする。

オ) 行事委員会

1年間の行事を季節に合わせ検討していく。

カ) 環境委員会

年間を通し、居室環境や衛生状況、ホールのワックス掛け、カーテンクリーニング等、随時必要と判断した時に、実施に向け周知していく。

(2) 会議の充実

① 家長会議の充実

- ・ リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ・ 家職員の纏め役として、協調性を保ちながら職員を「支持」していく。
- ・ 家長会議の目的を明確化。お互いに情報交換や相談の行える場にしていく。
- ・ ケアでの問題点を発掘し、軽減・解消に努めていく。

② ケア会議の充実

- ・ 家内会議において、ご利用者の変化やケア内容を相談し、日々変化する状態にケアが対応するよう検討していく。
- ・ アクシデント、ヒヤリハット発生時、報告書を基に家内で検討会議を行う。再発防止及び職員間で統一したケアが行えるようにしていく。

③ 職員会議の充実

- ・ 月1回定期開催。各家内の1か月の取り組みや改善内容等、意見交換しながら職員間での共通理解に努めていく。
- ・ 職員のレベルアップのために、各委員会から取り組み状況等の報告を行い共通認識を持ち、介護技術は勿論、新着情報を提供することにより、意識向上に繋げる。

④ 家内会議

- ・ 月1回定期開催。各家での取り組みを具体的（生活、食事、入浴、排泄）に、ケア会議も含めケアの内容を検討していく。
- ・ 各家内職員のコミュニケーションの場としても充実させていく。

1. 家目標

ご利用者の体調に合った環境作りやケアで、一人ひとりが自分らしく過ごせるよう支援する。

2. 方針

- (1) 一人ひとりがその人らしく生活できるよう、そして穏やかな時間を過ごせるよう、優しいケア・温かいケアに努める。
- (2) 今出来ていることを継続していけるよう、日々の様子を観察し、出来た事の喜びと達成感を分かち合えるよう支援していく。
- (3) 一人ひとりに目配りや気配りし、ゆったりと過ごせるよう空間・雰囲気作りに努める。

3. 具体的計画

- (1) 日々の生活の中から、コミュニケーションを図り「想い・感じ・願い・気持ち」等をくみとり、意思を尊重しニーズに応えられるよう支援する。
- (2) 高齢化により、身体面・精神面に負担がないよう、こまめな観察と申し送りで他職員との連携を図り支援していく。
- (3) ご家族の面会時に、生活の様子等を報告するなどコミュニケーションを図っていく。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 経口摂取が出来る事の喜びを感じて頂けるよう他職種と連携し、食事摂取状況・変化に合わせ随時検討していく。
- ② 個々に合った食事形態で、個々に合わせた時間に召し上がって頂き、本人のペースに合わせた食事介助に努め「食」への意欲・楽しみを味わって頂く。
- ③ 季節の食材を使った家料理をすることにより、家庭的な雰囲気も味わって頂くようにする。
- ④ 食前の口腔体操を行い、咀嚼力を高め美味しく食べて頂けるようにする。

(2) 排泄

- ① 排泄介助の言葉遣いに気を付け、羞恥心に配慮し支援していく。
- ② 身体の状態観察により、個々に合ったパットを随時見直し、清潔保持に努め皮膚トラブルに注意していく。
- ③ 看護師との連携を図り、トイレで排泄できた満足感を味わえるよう支援していく。

(3) 入浴

- ① 身体状況に合わせ、随時、入浴方法を検討し安全な状態で入浴できるよう、職員間で情報を共有していく。
- ② 体調不良により入浴出来なかった時でも、清拭や手指・足浴等により爽快感を味わって頂けるようにする。
- ③ 入浴後の整容は、自分で少しでも整えられるように鏡を見て頂く等、自立心を持って頂けるようサポートする。
- ④ 個々に合った入浴剤を使用することにより、爽快感を味わい入浴を楽しんで頂く。
- ⑤ 季節に合わせた浴室の飾り付け等で、リラックスして入浴できる雰囲気を作る。

5. 生活

- (1) 統一したケアが出来るよう、他職種と連携を図り、メリハリと活気のある生活を送れるように支援する。
- (2) ご利用者との関係が密になるよう、個々を尊重し寄り添う雰囲気づくりをする。また、居室で過ごされている方への声掛けやコミュニケーションのケアも重視していく。
- (3) 行事・買い物・ドライブ等に参加し、楽しく過ごして頂けるよう体調管理に努める。
- (4) 生活環境を整え（炬燵・ソファ・植物・換気等）ゆったりと和んで過ごせるよう工夫し、一人ひとりの居場所づくりに努める。
- (5) 其々の役割が出来るよう支援し、日々の見守りと細かな気配りにより、体調変化の早期発見に努め、苦痛のない安楽な生活を支援していく。
- (6) 季節を感じる設えをし、清潔で居心地の良い空間づくりに心掛け、プライバシーに配慮し、安心して生活が送れるよう心掛ける。
- (7) ゆとりのある気持ちで、「ほっ」と思えるような空間や環境作りに努め支援する。

平成29年度 ぬくもりの家事業計画

1. 家目標

個々に合った生活パターンを大切に、心地良い居場所作りや信頼関係が築けるよう心掛ける。

2. 方針

- (1) 否定的な言葉掛けを避け、一呼吸つき穏やかな気持ちで接する。
- (2) 介護員のペースで業務を行うのではなく、ご利用者の生活スタイルに合わせたケアに努める。
- (3) 申し送りの徹底、分からない事は率先して聞く。

3. 具体的な計画

- (1) 笑顔での挨拶を忘れず、相手の目線に立ち、何気ないボディータッチで会話を作る。
- (2) お手伝いの時間を増やし、指先を使う等により介護度の維持改善等に努める。
- (3) 日々の変化も見逃すことなく、プロとしての意識を高め、個人解決の道ではなく、チームとして話し合い、より良いケアを統一的にできるようにする。
- (4) ご家族が来所された際、ケアに繋がる情報交換をしコミュニケーションを図る。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① その日の生活パターンや体調に合わせた食事提供を行い、「美味しかったよ」と言ってお礼を言うように心掛ける。
- ② 食前のパタカラ体操を一緒に行う事により唾液促進、誤嚥などを防ぐ。
- ③ 安全、安心に食べて頂くため、個人に合わせたテーブルの高さ、食事時の姿勢、副菜の形状等に注意し、自力で摂取できるよう取り組む。
- ④ 起床時、食後の口腔内ケアを大切に、個々に合った歯ブラシや備品等を用い、手順に沿ったケアに努める。
- ⑤ 家料理のあり方、選べる事の楽しさを提供する。

(2) 排泄

- ① 排泄チェック表を活用し、状況に合った排便コントロールや安楽な排泄など、他職間の協力を得ながら介助にあたる。
- ② 羞恥心、消臭対策、特に排泄物に関しての言葉に十分注意する。
- ③ 随時、パットの見直しを行い、皮膚トラブル発生を促すような装着に注意する。また、個々に合った軟膏等を用い臀部の保護に努める。

(3) 入浴

- ① その日の状態に合わせた安心且つ安楽な入浴形態で、危険がないよう互いに協力しながら行う。統一したケアに努める。
- ② 浴室内やお湯の温度に注意し、入浴剤の使用、湯上りには保湿クリームを塗り乾燥防止に努めるなど、快適に入浴して頂く。
- ③ 音楽を用い、ゆったりとした時間を過ごして頂く。
- ④ 菖蒲湯、柚子湯など肌で季節感を味わって頂く。

(4) 生活面

- ① 一人ひとりのスタイルに応じた生活を提供。声掛け時は上から目線ではなく、同じ目線にたって会話をする事に意識する。
- ② 感染症対策として、換気、加湿、室温、衣類の調整、職員の体調管理に努める。
- ③ レクや行事等の参加により、他の家とのコミュニケーションを図る。また、外出の機会を設け四季を感じて頂く。
- ④ 「・・・まだ自分で出来る」とのやる気が出るように声掛け誘導を行う。
- ⑤ 快適に過ごして頂くため、掃除の徹底や居室の整理整頓を行う。必要と思われる衣類、備品等の購入に関して速やかに対応する。

1. 家目標

ご利用者が穏やかに安心して楽しく生活できるよう寄り添うケアを目指す。また、個々の身体状況に応じたケアを提供できるようにする。

2. 方針

- ・ ご利用者が笑顔で過ごせるよう、個々が必要としているものをしっかりと把握しながら、安心して過ごせる生活環境づくりに努める。
- ・ 高齢に伴い日々体調も大きく変動することもあり、体調の変化に気づくことが出来るよう職員間での情報の共有と統一したケアに努める。

3. 具体的計画

- ・ 尊厳を重視し安心して生活が送れるよう環境作りに努める。
- ・ 職員間のケアの統一と看護師や栄養士との連携を図りながら、情報を共有し、多方面から一人ひとりのケアに取り組めるようにしていく。
- ・ 終末期にはご家族と連絡を密に取りながら、その人らしい最期を迎えられるよう日々のケアを大切にしていきたい。(その人らしい最期を迎えられるような環境づくりに取り組む。)

4. 生活面について

(1) 食 事

- ① 嗜好を把握し、身体状況に合った食事の提供をできるようにしたい。必要があればケア会議などを行い、看護師や栄養士と相談しながら食事内容などを検討し対応する。
- ② ご利用者職員が食事を囲み、楽しい雰囲気の中で美味しく食べられる環境づくりに努める。(テーブルの位置を換える。また、席替えなど)

(2) 排 泄

- ① 身体状況や排泄状況をしっかりと把握し、本人に適した排泄介助を行う。排泄用品を上手に活用して毎日を気持ち良く過ごして頂く。
- ② 羞恥心に気を配り、声かけや言葉遣いにも十分注意しながらプライバシーへの配慮を忘れないようにする。
- ③ トイレでは負担なく排泄できるようなケアや環境づくりを行う。
- ④ 消臭対策や衛生面に気を配る。(排泄交換後の換気や消臭の対応など)

(3) 入 浴

- ① 身体状況をしっかりと把握し、その人に適した入浴方法を検討し対応する。また、入浴時の安全・安楽を考えながら入浴出来る環境づくりに努める。
- ② 皮膚や肌の状態に合う入浴剤や保湿クリームなどを使用し、肌トラブルを未然に防ぐよう努める。
- ③ 体調に合わせて入浴が出来るよう、看護師との連携を密にし体調管理に努める。

(4) 生 活

- ① 体調なども考慮しながら出来るだけ朝のラジオ体操やパタカラ体操・レクリエーション・行事等へ参加を促し、メリハリのある生活を送って頂けるようにしていきたい。
- ② 季節の生花であったり、旬の食べ物であったり五感で季節を感じて頂けるような居心地の良い生活空間づくりを心掛ける。
- ③ 身だしなみや衛生面に気を配る。
- ④ 居室で過ごすことの多い方には、気分転換や個々にあった生活リズムで過ごせるよう工夫に配慮する。

1. 家目標

温かい雰囲気、穏やかにやすらぎに満ちた生活を送って頂く。

2. 方針

- (1) 個々に合った、より良い生活の質の向上を図る。
- (2) 一人ひとりの出来ることを大切にする。

3. 具体的計画

- (1) 穏やかに、安らいで暮らせるよう個々に合った生活リズムを大切にする。
- (2) 身体を動かし充実した生活を送れるようお手伝いをする。
- (3) 出来るところを大切に、統一したケアを提供出来るようにする。
- (4) 一人ひとりの声に耳を傾け、しっかり寄り添い大切な時間を共にする。

4. 生活面の計画

(1) 食事

- ① 一人ひとりが口から食べることの喜びを感じて頂けるような環境作りに努める。
- ② 状態変化に合わせ、安全に美味しく食べられるよう食形態と食事量を栄養士と看護師との連携の下、随時検討していく。
- ③ 季節の食材を用い、五感を刺激しながら共に楽しむ。
- ④ 食前体操を行い、スムーズに飲み込めるような環境を整え、嚥下機能低下、誤嚥予防に努める。

(2) 排泄

- ① 個々の尿量、尿臭に合わせ、随時、パットの選定に努める。
- ② 個々に合った洗浄法で清潔の保持に努め、皮膚の悪化防止に努める。
- ③ 人前で排泄の会話をしない。また、トイレ介助中、居室の戸を閉める等プライバシーに配慮する。
- ④ トイレで快適に排尿、排便が出来るよう看護師との連携を密にする。

(3) 入浴

- ① 個々の状態変化に合わせ、随時、入浴方法を検討し安全に安心してリラックスして入浴をして頂けるような環境作りに努める。
- ② 内出血が出来やすい方の対応の仕方をマニュアル化し、周知する。
- ③ 個々に合った入浴剤や保湿クリームを使用しスキンケアに努める。

(4) 生活

- ① 個々の状態変化を見逃さないよう、常に観察力、洞察力を張り巡らせ、体調の悪化防止に努める。
- ② 個々が現在の状態を維持出来るよう、ラジオ体操、レクリエーション等で、機能低下の予防に努める。
- ③ 行事や外出（ドライブ、外食）等で、リフレッシュして頂き、潤いのある生活が送れるようお手伝いをする。
- ④ 口腔ケアは、個々に合った用品を使用し、口腔内の環境を整え肺炎予防等に努める。
- ⑤ 内出血を作らないよう、個々の皮膚の状態と、出来易い状況をしっかり把握しケアに臨む。
- ⑥ 認知症の関わりとして、基本に戻り、否定はせず、優しく会話し傾聴する。また、不穏の原因を探り不安の解消に努める。
- ⑦ 高齢と云う事も有り、人生の最期に近づいて来た時には、ご本人の意思と家族の思いを考慮しつつ、最期まで質の良い生活を送れるよう環境作りに努める。また、身体的、精神的緩和に努め、安楽に最期を迎えられるよう真心を込めケアをする。
- ⑧ 「報告・連絡・相談」を念頭におき、家内職員、他職間との連絡とチームワークを大切にする。また、統一した質の良いケアを提供出来るよう、連絡ノートを活用し、情報の共有に努める。
- ⑨ 職員同士お互いに尊重しつつ、気軽に話し合い意見交換が出来る環境作りに努める。

1. 家目標

ご利用者の加齢に伴い、身体機能の低下や認知症が進行し、より支援を要することになっている状況でも、日々の生活が“本人らしく”生き生きと過ごせるようなケアを行っていく。

2. 方針

日々状態が変化する中で、一人ひとりの状態をしっかりと把握し、必要に応じたケアが提供できるよう、報・連・相をしっかりと行い、介護員間・他職種間との連携も密に図りより良いケアに努める。

3. 具体的な計画

- (1) 気遣いのできる寄り添ったケアを提供出来るようにする。
- (2) 意思表示が困難な方に対しても、訴えを傾聴し意思を尊重することで穏やかに過ごせるよう心掛ける。
- (3) 室内で過ごすことが多い為、季節を肌で感じて頂けるよう気候のいい時期には外に出て外気浴や日光浴をして気分転換を図る。
- (4) 居室で過ごすことの多い方に対しては、見守りや声掛けを多めに行い、比較的体調が落ち着いている時には、離床又はベッドごとフロアに移動するなどコミュニケーションを多く図って頂く。

4. 生活面について

(1) 食 事

- ① 個々の状態にあった食事形態を提供するため、栄養士と積極的に意見交換を行い、協力を頂きながら、味覚・視覚・臭覚で感じ味わって頂けるよう努める。
- ② 安全に経口摂取が継続出来るよう、口腔ケアや食前体操をしっかりと行う。
- ③ 自力摂取が出来るよう声掛けを行い、食事の時間を楽しみながらゆっくり召し上がって頂く。

(2) 排 泄

- ① 排泄パターンをしっかりと把握し排泄介助を行う。状態・状況に応じオムツやパットなどの見直しを行い、皮膚トラブル・尿臭の軽減に努める。
- ② 排泄による不快を出来る限り軽減し、衣類交換や洗濯などをまめに行う。

(3) 入 浴

- ① 個々に合った入浴形態を提供し、安全且つ安楽な入浴に努める。
- ② 保湿クリームや入浴剤を活用し、肌トラブルを未然に防ぐ。入浴後、水分補給を十分にし、脱水症状を起こさないように留意する。
- ③ 浴室や脱衣室の温度差をなくす為、室温等の温度管理に気を配る。(特に、冬季は浴室室内を温めておき快適に入浴して頂く。)
- ④ 入浴を好まない方には声掛けを工夫し、また、音楽等で気分良く入浴できる環境作りに心掛ける。

(4) 生 活

- ① 行事やレクリエーション活動に参加して頂くことで、体力維持及び増進に努める。また、他のユニットの方との交流も深める。
- ② 食前体操やカラオケ等で発声を促し、ストレス解消や気分転換に繋げる。
- ③ 高齢の方が多くなか、日々の体調に合わせ、寄り添った無理のないケアに努める。
- ④ 落ち着いた雰囲気与生活できるよう、共同スペースの環境作りに取り組む。

平成29年度 こもれびの家事業計画

1. 家目標

ご利用者を人生の先輩として敬いながら、その人の目線で、何をしたいのかを考えながら最良のケアに努める。

2. 方針

ご利用者の今までの暮らしを知り、暮らしの場「家」という気持ちで接していく。一人ひとりの身体状況や心身の状態に合わせたケアと雰囲気作りに努めていく。

3. 具体的計画

- (1) 会話や関わり（ふれあい）を積極的にすることで、笑いや笑顔をひき出す。表情や仕草等でも、訴えや気持ちを察することができるよう心掛ける。
- (2) 心身状態の変化に対応するため、職員間で情報を共有し統一したケアを提供する。
- (3) 一人対応困難時は、協力を得、安全・安心できるケアをする。身体状況に応じた介護用品の利用により安全で安楽なケアをする。
- (4) ご家族の面会時には、積極的に関わりをもち生活状況を伝えていく。また、今までの暮らしぶりも教えて頂き、ご家族との繋がりを深める。
- (5) 手先を使って物作りをすることで、季節感や行事を感じ、脳と心に良い効果をもたらしていく。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 口から食べることの大切さを理解し、個々に合った食事形態・食事量・嗜好を知り、美味しく食事ができるように努める。
- ② 盛り付け方で、美味しく感じられる工夫をする。見た目で分かりにくい時は、声掛けて伝える。
- ③ 食前体操（ラジオ体操・パタカラ等）を行うことで、口と身体をほぐす。
- ④ 体重の増減に気を配り、栄養補助食品等も併用して健康と体力維持に努める。

(2) 排泄

- ① プライバシーに関わる声掛けや言葉に気を付けてケアを行う。
- ② 排泄パターンを知り、適切なタイミングで排泄ケアを行い、快適に過ごせるよう努める。
- ③ 個々の排泄に合ったパットの使用、また、排泄用品の特性（抗菌、消臭、通気等）を知り肌トラブルや不快がないようにする。
- ④ 立位や座位保持等の機能を活かし、トイレでの排泄を出来る限り継続できるよう努める。

(3) 入浴

- ① 身体状況にあった入浴方法で、ゆったりとした気分に入浴して頂く。
- ② 体調の変化にあわせ、看護師や他ユニットとの連絡、協力体制を図りながら柔軟な対応に心掛ける。
- ③ 肌トラブルや発赤等の全身の状態を観察し、速やかに対処していく。
- ④ プライバシーに配慮しながら、音楽（演歌・民謡・唱歌・童謡）を聴いたり歌ったり気分よく入浴して頂く。
- ⑤ 皮膚状態を把握し、個々にあったシャンプー・ボディーシャンプー・入浴剤等を使用、入浴後は保湿クリームを使用し皮膚トラブルを防ぎ、保持と保湿に努める。

(4) 生活

- ① 暮らしの中でレクリエーションや季節行事に参加することで、周りの方々と交流して頂く。身体を動かすことや会話で気分転換ができるようにする。
- ② どんな時でも「会話」や「ふれあう」ことで、温もりを感じられる日々を過ごして頂く。
- ③ 「家」と同じように一緒に過ごす。（お茶飲み、いっぴく、ひとやすみ）
- ④ 花見や紅葉の時期には、外食とドライブ、買い物ができる外出の機会をつくる。
- ⑤ 日帰り温泉旅行も実施して行けるよう、入浴委員会を中心に検討していく。

1. 年間目標

AEDを導入していることの意識づけに伴い、必要とされる医療行為の充実を図り、終末期においても施設生活が安心して送れるよう、他職種間との連携・協働体制を深めていく。

また、職員の健康管理にも留意し、定期健診は基より、個別の相談などにも対応できるように専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていく。

2. 業務計画

(1) 利用者及び職員の健康管理

① 定期健康診断

- ・ 入居者 —— 年2回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）
- ・ 職員 —— 年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）
- ・ 腰痛検査—— 年2回の専門医診察（特養介護員）年1回の腰部X-P（全員）

② 健康状態の把握

- ・ 職員間の連絡を密にし、情報を共有することで疾病の予防と予測ができるようになる。
- ・ 定期健診の継続と結果考察・指導の実施
- ・ “なんでも勉強会”を活用し健康に対する意識を高めていく。

③ 感染症対策

- ・ 感染症対策委員を柱に活動し、時節に合った内容にする。
- ・ 予防の重要性について再認識し、多職種間との連携を図る。
- ・ インフルエンザワクチンの接種（入居者及び職員）
- ・ 感染症への理解を十分にし、罹患者発生時の対応が速やかにできるよう職員会議時などにデモンストレーションを行う。

(2) 入居者に対する専門的ケアの導き

① 拘縮予防 —— 特に、ベッド上で過ごす時間が多い方に対して重力に反した動きを加えることで可動域を拡げていく。→ 施設外研修への参加

② 口腔ケアの充実 —— 疾病予防の意味からも不可欠である。委員会と連携を図ることが施設全体で取り組む基礎となる。→アセスメント表の作成・ケア評価の見直し。

③ 褥瘡予防 —— 褥瘡をテーマに、皮膚の健康を意識した内容にしていく。最期まで健やかな状態で過ごして頂くことが目標。細やかな観察の目を養い、職種を超えた連携に努める。

④ 内服薬の管理 —— 病院との連絡調整を整備し、また正確に薬を投与する。

⑤ 受診への対応 —— あづま脳神経外科病院と定期受診の判断と計画を立てる。入院中に関しては定期的に訪問をし、家族との信頼関係を築く。連絡体制を整え、緊急時に備える。また、病院との関係を良好に保つ。

(3) 看取り介護について

- ① 他職種間との連携及び情報共有を密にする。
 - ・ 体調不良者及び低栄養高リスク者の把握に努め、ケア会議時には適切な助言と指示ができるようにする。
- ② 方針の明確化・ケアプランへの導入
- ③ 本人・家族との信頼関係を保つ
- ④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働
 - ・ 介護士の医行為についての明確化
 - ・ 緊急時の対応勉強会の開催

(4) 業務内容

- 日勤・・・8時30分～17時30分・・・朝食から夕食前までの処置・対応
- 日勤・・・10時～19時・・・朝食後から夕食後までの処置・対応

3. 日課計画表

	午 前	午 後
日 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間状況の把握 ・ 入居者の一般状態確認 ・ 受診通院の調整 ・ 朝食援助 ・ 医療処置 ・ バイタルチェック ・ 処方薬の管理 ・ 生活援助 ・ 機能訓練 ・ 昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア会議出席 ・ 入浴後の衛生処置など ・ 医薬品と衛生材料の補充 ・ 配薬 ・ 夜勤者への申し送り ・ 夕食援助 ・ 記録

4. 年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	他職種と連携して行う業務
年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 ・ 勉強会開催 ・ 施設内診療の調節と介助 ・ 予防接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン作成 ・ 受診介助 ・ 機能訓練 ・ 行事への参加
月 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体重測定 ・ 常備薬点検 ・ 衛生材料管理 ・ 勤務表作成 ・ 定例会の実施 ・ 機能訓練予定作成 ・ なんでも勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行事への参加 ・ 予定表提出 ・ 各会議への出席 ・ 各委員会への参加
常 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期回診日の診療補助 ・ 処方薬分包 ・ 薬品発注、受理 ・ 処方薬の把握と服薬指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境、器具の点検と整備 ・ 通院の介助 ・ 施設内研修の企画

平成 29 年度 厨房事業計画

1. 基本方針

「おいしく食べて笑顔になれる食事」

おいしそう！食べたい。食べよう。と味わって笑顔で暮らして頂けるように、食べやすく体調を保てる食事を工夫しながら提供させて頂く。

2. 具体的な施策

(1) 食事サービス

① おいしく食べられる食事

- 意思や体調も考慮しつつ食事形態を随時見直し、より食べやすい食事提供を心掛ける。年度始めに嗜好調査を行い一人ひとりの状態を把握する。
- ソフト食で、かむ力や飲み込む力を補いながら目で見ても食欲が湧くよう配慮し、メリハリをつけながら食べる楽しみを味わって頂く。
- 栄養ケアマネジメントで、重度化に対応した栄養管理を行っていく。また、栄養管理計画書作成、定期的評価、見直しをしながら体調管理に反映させる。

② 季節を感じられる行事食

月	行事	月	行事	月	行事
4	家族会総会	8	夏まつり、お盆	12	クリスマス会、餅つき、大晦日
5	母の日、柏餅作り	9	敬老会、秋彼岸	1	新年会、七草、小正月
6	父の日 おたのしみ食	10	開所記念日 おたのしみ食	2	節分
7	七夕、土用丑	11	芋煮会運動会 百寿祝い	3	ひな祭り、非常食訓練、春彼岸

③ ご利用者と一緒に楽しめる食事

- 施設全体の行事食や出張料理の取組み。目の前で調理し、家庭的雰囲気を楽しんで頂きながら一緒に会食・行事を盛り上げる。
- 交流によりご利用者及び職員間の相互理解を深めていく。
- 誕生会のご希望の手作りバースデーケーキで雰囲気を盛り上げ、大切な日を一緒に祝福させて頂く。

④ 安心・安全な食事

- 衛生管理の徹底。食中毒及び感染症予防に努め専門機関の衛生検査を受け環境衛生を保つ。衛生勉強会も年2回行う。
- 食事提供者としての自覚を持ち、自身の体調管理に注意する。
- 食の安全を確保するため原材料と産地、期限等を確認し安全な食材を使用する。
- 災害非常時に備え食料等の備蓄と期限管理、マニュアルも見直し、年1回非常食訓練を実施する。また、災害以外緊急時も柔軟な食事提供が出来るよう対応方法を周知する。

⑤ 意識と技術向上の取組み

- 専門知識習得や新たな取り組みに向け施設内外研修で知識と技術を磨いていく。

(2) 情報共有と連携強化

- 厨房会議 皆からの意見や課題を基に毎月目標を掲げ建設的に取り組んで行く。
- 家会議 担当する家会議へ参加し、他職種とコミュニケーションを深めながらご利用者の状態を把握し食事内容に反映させて行く。

平成29年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様な事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼を得る

コミュニケーションを重視し、今、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、抱えている課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

今、必要とされる介護保険制度やサービス提供等の情報を詳しく説明する。

(4) モニタリングを行う

毎月、正確な身体の状態や生活環境等を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常に何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を確認でき、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもって頂く。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくと共にサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じた場合、その内容を確認しご利用者の状態変化及びニーズを把握し、再アセスメントを行い居宅サービス計画を見直し作成する。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し期日（翌月10日）までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

(1) 医療との連携を図り、利用者の通院、入退院の把握を行い、在宅での生活が不安なく過ごせる環境を整える。

① 利用者、家族への周知

- ・ 担当ケアマネジャーの名刺を、『医療保険証』・『介護保険証』・『お薬手帳』と一緒に

に保管し、通院・入院の際には『入院時セット』として持参するように説明する。

② 入院時の情報提供

- ・ 入院を把握した際は、担当ケアマネジャーが『入院時情報提供書』を作成し、原則3日以内に入院先の病院に提供。

③ 入院中の情報把握

- ・ ご利用者の状態等を家族の方と連絡を取り合い確認を行う。

④ 退院に向けた調整

- ・ 本人や家族から退院後のサービス利用の確認を行う。
- ・ 退院前カンファレンスの参加。
- ・ 入院前と比較して、明らかに状態が変化した際は、区分変更（介護の見直し）について家族の方に説明し、手続等の申請代行を行う。
- ・ 適切な介護サービスの利用調整を行いサービスに繋げる。

(2) ご利用者及び家族に対して、避難先や飯舘村内の福祉サービス情報を提供し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。

① サービス事業所一覧の配布

② インフォーマルサービスについての情報提供

(3) 月1回のモニタリング以外に電話連絡等で状態を常に把握し、避難先や村内での孤立や意欲低下を未然に防ぐ様に対応する。

(4) サービス利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容や頻度の見直しにより、ご利用者の状況に沿ったケア計画を行う。

(5) 要介護認定調査の実施。

- ① 飯舘村からの認定調査依頼について、1ヶ月に10件程度目安に実施する。

(6) 職員間の情報交換、課題の共有、相談業務の活性化を図る。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

(1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。

介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。

(2) 不満や苦情があれば、迅速かつ適切な対応が図れるようにする。

受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。

(3) 秘密保持厳守及び、個人情報の取り扱いを適正に行う。

言動や行動に注意し秘密保持厳守に努める。

(4) 困難事例ケース検討及び、新規ケースの情報を共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

(1) 介護保険制度及びサービス内容を周知する。

(2) 介護方法及び社会資源の利用について周知する。

6. 各関係機関との連携強化

(1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にし、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。

(2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、改善方法等について検討していく。

(3) 月1回開催の地域ケア会議に参加。各関係機関が抱える問題点について、情報を共有する。

平成29年度 やまゆり保育所事業計画

1. 基本方針

平成29年4月1日に村の避難が解除され、多様な生活環境が予想されるが、村唯一の保育所施設としての役割を果たすべく、村民の子育て支援施設として、子ども一人ひとりが安心安全に、そして健やかに過ごせるような保育環境を実践して行くことに努める。

2. 具体的な内容

(1) 食育の充実を図り、年間を通し取り組んで行く。

- ・ 季節を感じられる食材を使用し、メニューに取り入れることで行事等を通して食を楽しみながら五感を育てて行く。

(2) 危機管理の充実

- ・ 安心安全に保育を実施する為に、備品点検や安全点検を徹底し、日々のヒヤリハットを検証しながら、常にリスクと背中合わせであることを意識し、事故を起こさないよう努める。

ア) 保護者への子育て支援

子育てに対する不安や疑問等を常に聞き入れる環境を整え、些細なことでも相談を受け、親子が安心して子育てできる環境に努める。

イ) 保育士の質の向上に努める

「子ども子育て支援制度」を理解し、自己評価を実施することで、個々の保育士が保育に対する質の向上を目指す。

3. 年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4	内科・歯科検診	11	遠足ごっこ
5	子ども会・保育参観、尿検査	12	クリスマス会
7	七夕会	1	だんごさし
8	夏祭り会	2	豆まき会
9	運動会ごっこ	3	ひなまつり会、お別れ会、修了式
10	保育参観		

- ・ 避難訓練 → 毎月実施
- ・ 交通安全教室、防犯教室 → 年3回実施
- ・ 誕生会 → 入所児誕生日に実施

平成29年度 事務室事業計画

1. 基本方針

新たな制度改正や労基関係の見直しを控え、今年度も例年と比較し事務量が増加すると考えられるものの、事務の役割・責務を理解し、適切且つ、迅速に手続きや申請、報告等処理していく。

また、人材不足が法人運営を困難なものにしていることから、昨年同様に適正な収支執行と人材確保のための環境整備の提案等について取り組む。

2. 具体的な内容

① 財源の維持確保

- 適切な予算収支の執行

（何が必要で何が足りないのか、また、効率及び効果的にできる方法はなにかを踏まえ予算執行をする。）

- 補助金・助成金等の活用

（人材確保や福祉機器導入等に係る費用について、現在ある制度を上手に活用する。）

② 人材確保

- 職員不足は、財源に大きな影響を及ぼすことから、人材確保に関する広報や呼掛け、環境整備がどの程度できるか等を提案して行く。

③ 後方支援の役目を担う

- 各事業所が活動し易いように、従来通り事務的後方サポートを行う。

3. その他

- ① その他必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の勉強会を開催